

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは平成29年度の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

平成29年2月24日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

SNS情報発信『情熱せたがや、始めました。』を通じた若者の参加・参画の仕組み構築業務委託

#### (2) 概要

区との連携協力に関する覚書に基づき、SNSを活用し若者目線で情報発信を行う『情熱せたがや、始めました。』の継続にあたり、主体となる若者メンバーの技術的サポートを行うとともに、伴走役として活動全般の運営サポートを行う。また、『情熱せたがや、始めました。』による情報発信の取り組みを通じて、高校生・大学生世代の参加・参画が継続・発展し、世代交代を経ても循環する仕組みを構築する。

情報発信媒体

SNS：ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ライン@

活動の主体となる構成メンバー

団 体：『情熱せたがや、始めました。』（任意団体）

活 動：原則として、運営会議（ねつせた会議）月2回程度（そのほか取材活動等）

場 所：世田谷区内会議室等

詳細は受託者および平成29年度構成メンバーとの協議による。

#### (3) 業務内容 詳細は、「実施説明書」をご確認ください。

『情熱せたがや、始めました。』運営へのサポート業務

大学生世代を中心とした若者が主体的に運営する『情熱せたがや、始めました。』による活動が活性化し、円滑な情報発信が継続するため、必要となる以下の業務を行うものとする。

- ・ SNSによる情報発信のための活動サポート（技術面、企画検討、取材活動、記事作成のほか、若者のモチベーション向上等のサポートを含む）
- ・ 情報発信のための企画会議「ねつせた会議」の運営サポート
- ・ 構成メンバーが情報発信ノウハウを学ぶ講座「ねつゼミ」の実施
- ・ 活用するSNS等の契約手続き等のサポート
- ・ 情報発信を行う際に、「世田谷区個人情報保護条例」や、「SNS東京ルール」などを踏まえた情報発信を行うための確認・安全管理、助言等

『情熱せたがや、始めました。』参加・参画の仕組みづくり構築業務

若者世代の生活スタイルやニーズに合わせた組織運営体制を構築するとともに、若者が本事業に主体的に参加・参画できるよう、事業が継続・発展するために必要な若者の世代交代をふまえた仕組みづくりをすすめるため、以下の業務を行うものとする。

- ・ 運営メンバー募集のための広報、説明会の実施
- ・ 高校生・大学生世代を中心とした若者世代の実情に合わせたチーム体制構築

- ・ 世田谷区内高校・大学等に向けた周知活動及び部活動やサークル、ゼミ単位での参加の仕組み構築
- ・ メンバーの進級や卒業等世代交代や入れ替わりを想定した運営、イベントの企画、引継ぎの実施

(4) 履行期間

平成29年4月下旬頃から平成30年3月31日まで

2. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 若者を対象とする地域交流活動・社会参加活動等の支援事業または若者との協働事業の経験を有する団体であること。
- (5) ツイッター・フェイスブック・インスタグラム等のSNSを事業展開上活用した経験やノウハウを有すること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施内容の明確性、的確性
- (4) 事業実施体制(統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等)
- (5) 運営に要する見積経費の妥当性

5. 選定日程

| 内容         | 日程(案)                 | 備考   |
|------------|-----------------------|--|
| 手続開始の公告日   | 2月24日(金)              |  |
| 説明書の交付     | 2月24日(金)～<br>3月10日(金) | 区ホームページからのダウンロードによる  |
| 参加表明書の提出期限 | 3月10日(金)17時           | 【提出先】項目7に記載のとおり持参または郵送(書留郵便に限る)とする。  |
| プロポーザル招請通知 | 3月13日(月)              | 参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を電子メールで送信する。<br>参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を電子メールで送信する。 |

|           |             |  |
|-----------|-------------|--|
| 質問書の提出期限  | 3月21日(火)17時 | 【提出先】項目7に記載のとおり電子メールに限る。<br>質問内容および回答は、その都度、全事業者へ電子メールで送信する。 |
| 提案書の提出期限  | 4月3日(月)17時  | 【提出先】項目7に記載のとおり持参に限る。  |
| 第一次審査     | 4月上旬        | 第一次審査で上位3社を選抜する。   |
| 第一次審査結果通知 | 4月上旬        | 結果通知は、全事業者へ郵送する。   |
| 第二次審査     | 4月中旬        | 第一次審査の上位3社を対象にして、プレゼンテーションを実施する。                             |
| 第二次審査結果通知 | 4月中旬        | 結果通知は、全事業者へ郵送する。   |
| 契約締結      | 4月下旬頃       |  |

## 6. その他

- (1) 提案にあたっては、世田谷区ホームページ等を参考にすること。
- (2) 本件は、平成29年度予算の配当を条件として契約する。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 詳細は実施説明書による。

## 7. 本件担当部課

世田谷区子ども・若者部若者支援担当課 担当 生垣・志田

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎5階52番窓口

電話：03-5432-2585 FAX：03-5432-3050

(土日、祝日を除く8時30分から17時15分まで)

E-mail：[SEA02091@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02091@mb.city.setagaya.tokyo.jp)